

送配電等業務指針の変更について

送配電等業務指針の一部について、添付のとおり、変更したく存じます。
変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 計画策定プロセスの検討開始要件に関する規定の変更

【該当条文：第34条、第85条、第91条、第120条（変更）

第34条の2（新設）

第33条、第35条、第36条、第40条（削除）】

- ・電気供給事業者は広域連系系統の混雑により発電設備等の出力に制限が生じており、制限されることで事業性に影響すると判断した場合、系統増強するよう申し出ることができる旨規定するとともに、電気供給事業者の提起のうち「広域的取引の環境整備に関する提起」及び「電源設置に関する提起」に関する規定を削除

2. N-1電制本格適用に関する規定の変更

【該当条文：第64条の2（新設）】

- ・一般送配電事業者及び配電事業者は、効率的な設備形成の観点から、N-1電制装置の設置が適当だと判断した電源に対して、N-1電制装置の設置を求めることが可能となる旨規定
- ・N-1電制装置の設置を求められた電源は、正当な理由がない限り、N-1電制装置の設置その他のN-1電制実施に関する対応を行わなければならない旨規定
- ・一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1電制装置の設置等に関する費用及びN-1電制を行ったことにより生じる費用等を負担しなければならない旨規定
- ・一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1電制を行ったことにより生じる費用を負担する場合には、本機関の確認の回答を事前に得なければならない旨規定

3. その他

- ・業務規程及び送配電等業務指針の記載を適正化（主に送配電等業務指針から業務規程に移設）

以上

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1092 214 1460 294">平成27年4月28日施行 令和4年4月1日変更</p> <h1 data-bbox="388 722 1187 821">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="483 1436 1089 1493">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2445 214 2843 294">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <h1 data-bbox="1774 722 2573 821">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="1869 1436 2475 1493">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 <u>令和4年4月1日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>(広域系統長期方針の記載事項)</u></p> <p>第32条 <u>広域系統長期方針においては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>二 <u>広域連系系統の整備に関する基本的な考え方</u></p> <p>ア <u>全国の将来の電気の需給に関する事項</u></p> <p>イ <u>全国の将来の広域連系系統のあり方に関する事項</u></p> <p>三 <u>広域連系系統の整備の基本的な考え方の検討に係る留意事項</u></p> <p>ア <u>前号アの検討に際しての留意事項</u></p> <p>(ア) <u>前年度までの電気の需給の状況</u></p> <p>(イ) <u>社会的又は経済的事項の変化を踏まえた電気の需給の見通し</u></p> <p>(ウ) <u>一般送配電事業者の供給区域の特性</u></p> <p>イ <u>前号イの検討に際しての留意事項</u></p> <p>(ア) <u>広域的な電力取引の環境整備の見通し</u></p> <p>(イ) <u>大規模事故、災害等の発生時における供給信頼度</u></p> <p>(ウ) <u>一般送配電事業者の供給区域の特性</u></p> <p>(エ) <u>流通設備の経年情報、技術開発の進展その他の技術的情報</u></p> <p>三 <u>その他広域連系系統の整備及び更新の方向性に関する事項</u></p>	<p>第32条 <u>削除</u></p>
<p><u>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</u></p> <p>第33条 <u>業務規程第51条第1号に規定する計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。</u></p> <p>二 <u>安定供給に関する検討開始要件</u></p> <p>ア <u>複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般送配電事業者の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障(ただし、電路が自動的に再開路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。以下「供給支障」という。)が発生した場合</u></p> <p>イ <u>発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、電力の安定供給を確保する必要があると認められる場合</u></p> <p>三 <u>広域的取引の環境整備に関する検討開始要件</u></p> <p>ア <u>連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。ただし、連系線の空容量の算定に当たっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものと取り扱う(以下、エにおいて同じ。)</u></p> <p>イ <u>市場取引状況 卸電力取引所が運営する翌日取引において、過去1年間に市場分断処理(約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。)を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合</u></p> <p>ウ <u>地内基幹送電線の制約による出力制限の実績 一般送配電事業者の供給区域ごとの年間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容量の5%以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限(託送供給契約にしたがった発電の制限その他系統連系の前提となっている</u></p>	<p>第33条 <u>削除</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>制限を除く。)が発生している事実が確認されたとき</p> <p>エ <u>電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者(ただし、電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者である場合は、接続検討の回答を得ている者に限る。)</u>から過去3年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス(ただし、広域連系系統の増強に至らなかったものに限る。)において定めた基本要件の増強容量を超過した場合</p> <p>オ <u>連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項の報告を受けた場合で、契約申込み又は電源接続案件一括検討プロセスの増強対象である広域連系系統が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めたとき。ただし、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件一括検討プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。</u></p> <p>カ <u>その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項第2号の要件適合性を判定するに際し、災害による流通設備の故障、流通設備の長期間の作業停止その他の当該期間においてのみ偶発的に発生し、当該期間以降に継続的に発生することが見込まれない事象の影響が認められる場合は、当該影響を除外の上、要件適合性を判定するものとする。</u></p> <p>3 <u>本機関は、次の各号に掲げる要件については、第1項の規定により計画策定プロセスを開始したか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、設備形成に係る委員会に報告するとともに公表する。</u></p> <p>一 <u>第1項第2号ア、イ及びエの要件 四半期に1回</u></p> <p>二 <u>第1項第2号ウの要件 年1回</u></p> <p>4 <u>本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者又は配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する。なお、第91条第1項第2号から第3号までの報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者又は配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。</u></p>	
<p>(広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者)</p> <p>第34条 <u>電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、広域系統整備に関する提起を行うことができる。</u></p> <p>一 <u>安定供給に関する提起 一般送配電事業者であること。</u></p> <p>二 <u>広域的取引の環境整備に関する提起 次のアからウまでを満たしていること。</u></p> <p>ア <u>既設の電源(ただし、最大受電電力を増加させる場合を除く。)を用いた広域的な電力取引を希望していること。</u></p> <p>イ <u>拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計が1万キロワット以上であること。</u></p> <p>ウ <u>広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること。</u></p> <p>三 <u>電源設置に関する提起 次のアからエまでを満たしていること。</u></p> <p>ア <u>設置しようとする電源(既設の電源の最大受電電力を増加させる場合を含む。以下、この条において同じ。)により、広域的な電力取引を行おうとしていること。</u></p> <p>イ <u>設置しようとする電源に関し、接続検討の回答を得ていること(連系ができない旨の回答である場合を含む)。</u></p>	<p>(広域系統整備に関する提起)</p> <p>第34条 <u>一般送配電事業者は、本機関が定め公表する様式に基づき、本機関に対して、電気の安定供給を確保する観点に基づく広域系統整備に関する提起を行うことができる。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>ウ <u>設置しようとする電源の出力の合計(ただし、既設の電源の最大受電電力を増加させる場合は、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。)</u>が1万キロワット以上であること。</p> <p>エ <u>広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること。</u></p> <p>2 <u>複数の電気供給事業者は、共同で本機関に対し広域系統整備に関する提起を行うことができる。この場合、当該複数の電気供給事業者の希望する広域的な電力取引の量又は設置しようとする電源の出力の合計値に基づき、前項第2号イ及び第3号ウの要件の充足性を判断する。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定により広域系統整備に関する提起を行った一般送配電事業者(以下「検討提起者」という。)</u>は、本機関が業務規程第59条の規定により受益者及び費用負担割合等を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>一 <u>広域系統整備に関する提起の取下げ</u></p> <p>二 <u>検討提起者の地位の承継(新たに提起者となる者が広域系統整備に要すると見込まれる費用負担の意思を有している場合に限る。)</u></p> <p>三 <u>その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電気供給事業者による広域連系系統の増強を求める申出)</u></p> <p>第34条の2 <u>電気供給事業者は、広域連系系統の混雑により、自らが維持し、及び運用する発電設備等の出力に制限が生じており、当該設備の出力が制限されることで事業性に影響すると判断した場合には、本機関に対し、広域連系系統を増強するよう申し出ることができる。</u></p>
<p>(広域系統整備に関する提起等)</p> <p>第35条 <u>電気供給事業者は、本機関が定め公表する様式に基づいて、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、本機関に対して広域系統整備に関する提起を行わなければならない。</u></p> <p>一 <u>費用負担の意思及び財務的能力</u></p> <p>二 <u>拡大を希望する広域的な電力取引量</u></p> <p>三 <u>広域的な電力取引の拡大を希望する時期</u></p> <p>四 <u>供給先として希望する一般送配電事業者の供給区域</u></p> <p>五 <u>その他本機関が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者(以下「検討提起者」という。)のうち、前条第1項第2号又は第3号の提起を行った電気供給事業者は、本機関が業務規程第57条第1項の規定により、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する場合において、当該募集に応募することができる。この場合において、当該電気供給事業者が当該募集に応募しないときは、広域系統整備に関する提起を取り下げたものとみなす。</u></p> <p>3 <u>検討提起者は、本機関が業務規程第59条の規定により受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</u></p> <p>一 <u>広域系統整備に関する提起の取下げ</u></p> <p>二 <u>検討提起者の地位の承継(ただし、新たに提起者となる者が広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思を有しており、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。)</u></p> <p>三 <u>拡大を希望する広域的な電力取引の量の減少</u></p> <p>四 <u>電力取引の拡大を希望する時期の繰り延べ</u></p> <p>五 <u>その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更</u></p>	<p>第35条 削除</p>
<p>(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続)</p> <p>第36条 <u>業務規程第51条第2号の規定による計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開</u></p>	<p>第36条 削除</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>始しない。</u></p> <p>一 <u>安定供給に関する提起 広域系統整備に関する提起の内容を確認し、第33条第1項第1号に掲げる安定供給の観点から検討する必要があると認められること。</u></p> <p>二 <u>広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウまでを満たすこと。</u></p> <p>ア <u>検討提起者が希望する電力取引の量が広域連系系統の既設設備において送電できる電力の容量を1万キロワット以上超過すること。</u></p> <p>イ <u>検討提起者が、本機関が業務規程第59条の規定により決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること。</u></p> <p>ウ <u>整備の検討の対象となる流通設備が、広域連系系統に該当すること。</u></p>	
<p><u>(国の要請に基づく計画策定プロセスの開始手続)</u></p> <p>第37条 <u>本機関は、国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合に、業務規程第51条第3号の規定により、計画策定プロセスを開始するものとする。</u></p>	第37条 削除
<p><u>(計画策定プロセスの進め方の決定)</u></p> <p>第38条 <u>本機関は、次の各号に掲げる事項の確認及び検討の上、計画策定プロセスの進め方を決定するものとする。</u></p> <p>一 <u>他の案件との照合確認</u></p> <p>ア <u>過去の検討案件との照合確認 新規の計画策定プロセスに係る案件（以下「新規検討案件」という。）と、過去の計画策定プロセスにより検討を行った案件（ただし、広域系統整備計画の決定に至らなかった案件に限る。）との間の検討開始の理由及び内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化の有無及び程度</u></p> <p>イ <u>検討中又は検討予定の案件との照合確認 新規検討案件と、現在、計画策定プロセスにより検討を行っている又は検討を行おうとしている他の案件との間の検討開始の理由又は内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該他の案件とは別に広域系統整備の検討を行う必要性</u></p> <p>二 <u>計画策定プロセスの継続の必要性 前号ア及びイの確認結果その他計画策定プロセスを継続する必要性に関する事項</u></p> <p>三 <u>検討スケジュール 計画策定プロセスの進め方の決定から業務規程第60条の規定による広域系統整備計画の決定までの期間</u></p> <p>2 <u>計画策定プロセスの標準検討期間は、次の各号に掲げる期間とする。</u></p> <p>一 <u>実施案及び事業実施主体の募集を行う場合 18か月</u></p> <p>二 <u>実施案及び事業実施主体の募集を行わない場合 12か月</u></p> <p>3 <u>本機関は、電気供給事業者の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、業務規程第55条第1項に掲げる事項を当該電気供給事業者に書面で通知する。</u></p> <p>4 <u>本機関は、前項の検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性がないと判断した場合において、その理由が、検討中又は検討予定の案件との照合確認の結果、新規検討案件を他の案件と併せて検討を行うことが適当であると認めたことであるときは、当該他の案件の検討において、新規検討案件の検討開始の理由及び内容を考慮するものとする。</u></p>	第38条 削除
<p><u>(基本要件等の決定)</u></p> <p>第39条 <u>本機関は、前条第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要があると判断した場合は、広域系統整備の基本要件及び受益者の検討に当たり、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。</u></p>	第39条 削除

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>一 <u>広域系統整備に代わる代替的な方策（電源の新增設、既設電源の供給力の増加等）</u></p> <p>二 <u>広域系統整備に要する費用</u></p> <p>三 <u>広域系統整備による電気の安定供給に与える影響</u></p> <p>四 <u>広域系統整備による電力取引の活性化への寄与の有無及びその程度</u></p> <p>五 <u>広域系統整備による再生可能エネルギー電源導入への寄与の有無及びその程度</u></p> <p>六 <u>その他広域系統整備による社会的な便益に与える影響</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備を行う必要があると判断した場合には、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を定める。</u></p> <p>一 <u>検討提起者の意見（業務規程第5 1条第2号の規定により計画策定プロセスを開始した場合に限る。）</u></p> <p>二 <u>国の要請の内容（業務規程第5 1条第3号の規定により計画策定プロセスを開始した場合に限る。）</u></p> <p>三 <u>関係する電気供給事業者及び受益者の候補者の意見</u></p> <p>3 <u>広域系統整備の基本要件の記載事項は次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>増強の目的及び期待される効果</u></p> <p>二 <u>必要な増強容量</u></p> <p>三 <u>広域系統整備が必要となる時期</u></p> <p>四 <u>広域系統整備の方策（工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期等）</u></p> <p>五 <u>費用負担ガイドラインに基づき概算工事費から試算した特定負担額の見通し</u></p> <p>六 <u>今後のスケジュール</u></p>	
<p><u>（電気供給事業者の募集及び応募等の手続）</u></p> <p>第40条 <u>本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第5 7条の規定により、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。</u></p> <p>2 <u>電気供給事業者は、広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有している場合に限り、前項の募集に対して、応募することができる。</u></p> <p>3 <u>電気供給事業者は、本機関が計画策定プロセスごとに定め公表する募集要綱に基づいて、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、第1項の募集に対する応募を行わなければならない。</u></p> <p>一 <u>費用負担の意思及び財務的能力</u></p> <p>二 <u>拡大を希望する広域的な電力取引量</u></p> <p>三 <u>広域的な電力取引の拡大を希望する時期</u></p> <p>四 <u>供給先として希望する一般送配電事業者の供給区域</u></p> <p>五 <u>その他本機関が必要と認める事項</u></p> <p>4 <u>募集に応じた電気供給事業者（以下「応募事業者」という。）のうち電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者であって、接続検討の申込みを行っていない者については、本機関への応募後、速やかに、接続検討の申込みを行わなければならない。当該電気供給事業者が応募後1か月以内に接続検討の申込みを行わない場合には、当該応募はなかったものとして取り扱う。</u></p> <p>5 <u>応募事業者は、本機関が業務規程第5 9条の規定により受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</u></p>	<p>第40条 <u>削除</u></p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>一 <u>広域系統整備に関する応募の取下げ</u></p> <p>二 <u>応募者の地位の承継（ただし、新たに応募者となる者が費用負担の意思を有することを明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。）</u></p> <p>三 <u>拡大を希望する広域的な電力取引の量の減少</u></p> <p>四 <u>電力取引の拡大を希望する時期の繰り延べ</u></p> <p>五 <u>その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更</u></p>	
<p><u>（実施案等の募集の可否の決定）</u></p> <p>第41条 <u>本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、設備形成に係る委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。</u></p>	<p>第41条 <u>削除</u></p>
<p><u>（実施案等の応募資格者）</u></p> <p>第42条 <u>実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格者は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一～三 <u>（略）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（実施案等の応募資格者及び募集に対する応募意思の表明）</u></p> <p>第42条 <u>業務規程第56条の3の規定により本機関が実施する実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格者は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一～三 <u>（略）</u></p> <p>2 <u>業務規程第56条の3の規定により本機関が実施する実施案及び事業実施主体の募集への応募意思を有する応募資格者は、業務規程第56条の3第1項第2号の公募要綱に定めるところにより、応募意思を表明する文書を提出する。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（実施案の作成に必要な情報の提供依頼）</u></p> <p>第42条の2 <u>業務規程第56条の3第1項第2号の公募要綱に定める応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）は、実施案の作成のために必要がある場合は、本機関に対し、次の各号に掲げる情報の提供を求めることができる。</u></p> <p>一 <u>送電系統図（送電線経過図、給電系統図等）</u></p> <p>二 <u>既設電気所の概要（単線結線図、機器配置平面図等）</u></p> <p>三 <u>設備の諸データ（電圧、設備容量、運用容量、インピーダンス等）</u></p> <p>四 <u>予想潮流図</u></p> <p>五 <u>系統解析用データ（熱容量、同期安定性、電圧安定性、短絡容量等）</u></p> <p>六 <u>広域機関が基本要件の検討において解析を行ったデータ</u></p> <p>七 <u>その他実施案の作成に必要な技術的な情報</u></p>
<p><u>（実施案等の募集の実施）</u></p> <p>第43条 <u>本機関は、第41条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。</u></p> <p>一 <u>実施案募集の公表</u> <u>本機関は、実施案の募集を決定したことを公表する。</u></p> <p>二 <u>公募要綱の策定・公表</u> <u>本機関は、第39条の規定により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項の規定により、公表する内容を検討するものとする。</u></p> <p>三 <u>応募意思の確認</u></p>	<p><u>（実施案の提出）</u></p> <p>第43条 <u>有資格事業者は、実施案を提出する場合には、業務規程第56条の3第1項第2号の公募要綱にしたがって本機関に提出する。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>実施案の応募の意思を有する事業者は、公募要綱に定めるところにより、応募意思を表明する文書を提出する。</u></p> <p>四 <u>応募資格の審査</u> <u>本機関は、前号の規定により応募意思を表明した事業者について、前条の応募資格者に該当することその他公募要綱で定める応募資格を満たすことを確認する。</u></p> <p>五 <u>応募意思を有する事業者が不在の場合の対応</u> <u>本機関は、前号の規定による確認の結果、応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）がない場合には、実施案の募集を取り止める。この場合には、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持し、及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。ただし、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者の実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。</u></p> <p>六 <u>説明会の開催</u> <u>本機関は、必要に応じ、有資格事業者を対象とした公募要綱の説明会を開催する。</u></p> <p>七 <u>応募に必要な情報の提供</u> <u>本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のアからキまでに掲げる情報の提供の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。</u></p> <p>ア <u>送電系統図（送電線経過図、給電系統図等）</u> イ <u>既設電気所の概要（単線結線図、機器配置平面図等）</u> ウ <u>設備の諸データ（電圧、設備／運用容量、インピーダンス等）</u> エ <u>予想潮流図</u> オ <u>系統解析用データ（熱容量、同期安定性、電圧安定性、短絡容量等）</u> カ <u>広域機関が基本要件の検討において解析を行ったデータ</u> キ <u>その他実施案の作成に必要な技術的な情報</u></p> <p>八 <u>実施案の提出</u> <u>有資格事業者は、実施案を提出する場合には、第2号の公募要綱に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合には、第5号の規定に準じて、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。</u></p>	<p>2 <u>業務規程第56条の3第3項及び第56条の4の規定により本機関から実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>実施案を提出しようとする事業者は、実施案の内容に他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備（以下「他者設備」という。）の増強、改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合又は当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、実施案の作成に際し、当該他の電気供給事業者に対し、実施案が他者設備に与える影響の有無及びその内容を確認しなければならない。</u></p>
<p><u>(実施案の募集を行わない場合の手続)</u> 第44条 <u>本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、設</u></p>	<p>第44条 削除</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>備形成に係る委員会の検討を踏まえ、有資格事業者の中から実施案の提出を求める事業者を決定する。</p> <p>2 前項の規定により実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。</p>	
<p>(実施案の応募等)</p> <p>第45条 本機関に対して実施案を提出しようとする事業者（以下「事業実施主体候補者」という。）は、本機関が策定した公募要綱にしたがって、実施案を策定し、提出しなければならない。</p> <p>2 事業実施主体候補者は、実施案の内容に他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備（以下「他者設備」という。）の増強、改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合又は当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、実施案の策定に際し、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、実施案の他者設備に与える影響の有無及びその内容を確認しなければならない。</p>	<p>第45条 削除</p>
<p>(実施案及び事業実施主体の評価方法)</p> <p>第46条 本機関は、次の各号に掲げる評価項目について、実施案及び事業実施主体の評価を行う。</p> <p>一 公募要綱等への適合性 必要な増強容量の確保、増強の完了時期、電力系統性能基準（第61条に定める。以下同じ。）の充足性、法令又は政省令への適合性等</p> <p>二 経済性 工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等</p> <p>三 系統の安定性 電力系統の運用に関する柔軟性の向上、事故発生時のリスク等</p> <p>四 対策の効果 安定供給への寄与、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入拡大等</p> <p>五 事業実現性 事業者の流通設備の建設（用地取得を含む。）に関する経験、用地取得のリスク、工事の難易度等</p> <p>六 事業継続性 事業者の財務的健全性、事業者の流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等</p> <p>七 その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項</p> <p>2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。ただし、軽微な修正については、設備形成に係る委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。</p> <p>3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。ただし、実施案を改善する場合であって、設備形成に係る委員会において認められたときは、この限りでない。</p> <p>4 本機関は、他者設備の増強・改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合又は当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>一 既設の電力設備の増強・改造等の有無に関する検討方法及び結果の妥当性</p> <p>二 既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用（既設の電力設備の増強・改造等を含む場合に限る。）の妥当性</p> <p>三 既設の電力設備の維持・運用への影響の有無（影響が有る場合はその対策）</p>	<p>(実施案の修正)</p> <p>第46条 実施案を提出した事業者は、業務規程第58条第2項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。</p>
<p>(費用負担割合の決定)</p>	<p>(費用負担意思の回答)</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>第47条 広域系統整備に要する費用は、<u>受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認め、<u>た全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討結果を示し、設備形成に係る委員会へのオブザーバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。</u></u></p> <p>3 <u>本機関は、設備形成に係る委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定の上、費用負担候補者に通知する。</u></p> <p>4 <u>本機関は、前項の規定において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第35条第2項又は第40条第5項の規定により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項の規定に準じて、再度、費用負担割合を検討する。</u></p>	<p>第47条 <u>業務規程第59条第4項及び第5項の規定により広域系統整備の費用負担割合等の案の通知があった費用負担候補者は、書面により費用負担の意思を回答しなければならない。</u></p>
<p>(費用負担割合の検討結果に不服がある場合)</p> <p>第48条 <u>前条第3項の規定による通知内容（前条第4項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。</u></p> <p>2 <u>本機関は、費用負担割合の再検討の要請を受けた場合、設備形成に係る委員会において不服の内容及び理由を踏まえ、業務規程第59条及び前条の規定に準じて再検討を行い、その結果を通知する。</u></p>	<p>(費用負担割合等の検討結果に不服がある場合)</p> <p>第48条 <u>業務規程第59条第4項及び第5項の規定による通知内容に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合等の再検討を要請することができる。</u></p> <p>(削る)</p>
<p>(広域系統整備計画の内容)</p> <p>第49条 <u>広域系統整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。</u></p> <p>一 <u>広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容</u></p> <p>二 <u>整備又は更新をしようとする流通設備</u></p> <p>三 <u>流通設備の整備又は更新の方法</u></p> <p>四 <u>工事費の概算額、運転維持費の概算額及び費用負担の負担割合等及びその考え方</u></p> <p>五 <u>流通設備の整備又は更新の工事の完了の予定時期</u></p> <p>六 <u>事業実施主体</u></p> <p>七 <u>その他広域連系系統の整備に関する事項</u></p>	<p>第49条 削除</p>
<p>(計画策定プロセスの延長時の扱い)</p> <p>第50条 <u>本機関は、計画策定プロセスの進め方に定めたスケジュール内に広域系統整備計画の決定ができない場合は、当該スケジュール内に、新たなスケジュールを決定するとともに、中間報告を作成し、新たなスケジュール及び中間報告を公表する。</u></p> <p>2 <u>本機関は、検討提起者（ただし、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。）又は第37条の規定による検討の要請者、応募事業者（ただし、応募を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。）及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。</u></p>	<p>第50条 削除</p>
<p>(計画策定プロセスの終了)</p> <p>第51条 <u>本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合のほか、次の各号に掲げるときは、計画策定プロセスを終了する。</u></p> <p>一 <u>第38条第1項の規定により、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合</u></p>	<p>第51条 削除</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>二 <u>第39条第1項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性がないと判断し、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を決定しなかった場合</u></p> <p>三 <u>全ての費用負担候補者が費用負担の意思がないことを明らかにした場合</u></p> <p>四 <u>その他設備形成に係る委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第39条から前条までの規定に準じて、計画策定プロセスを継続する。</u></p> <p>3 <u>本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は業務規程第51条第3号の規定による検討の要請者、応募事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。</u></p>	
<p>(広域系統整備計画決定後の情報提供)</p> <p>第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。</p> <p>一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程</p> <p>二 (略)</p> <p>2 <u>広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項の規定により、前項の規定により提出された情報に基づき、本機関が行う。</u></p>	<p>(広域系統整備計画策定後の情報提供)</p> <p>第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。</p> <p>一 広域系統整備計画策定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程</p> <p>二 (略)</p> <p>(削る)</p>
<p>(供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出)</p> <p>第53条の3 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者又は送電事業者は、<u>前項の系統設置交付金の交付を受けるに当たり、供給計画に従って設置等を行った流通設備(系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。)</u>の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。</p>	<p>(供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出)</p> <p>第53条の3 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者又は送電事業者は、<u>系統設置交付金の交付を受けるに当たり、供給計画に従って設置等を行った流通設備(系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。)</u>の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。</p>
<p>(流通設備の整備の検討の開始)</p> <p>第54条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、<u>流通設備(ただし、連系線を除く。以下、この節において同じ。)</u>の整備に関する検討を開始する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 需要の動向、電源の新增設、電源の広域的な利用、電源の廃止等によって、既設設備の最大限の活用を図っても電力系統が電力系統性能基準を充足できなくなると予想される場合</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(流通設備の整備の検討の開始)</p> <p>第54条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、<u>流通設備(連系線を除く。以下この節において同じ。)</u>の整備に関する検討を開始する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 需要の動向、電源の新增設、電源の広域的な利用、電源の廃止等によって、既設設備の最大限の活用を図っても電力系統が電力系統性能基準<u>(第61条に規定する電力系統性能基準をいう。第55条第7号において同じ。)</u>を充足できなくなると予想される場合</p> <p>三・四 (略)</p>
<p>(流通設備の整備計画の策定)</p> <p>第55条 一般送配電事業者及び配電事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項(将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。)を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 電気設備に関する技術基準を定める省令(<u>平成9年3月27日通商産業省令第52号</u>)その他の法令又は政省令による制約</p> <p>九～十六 (略)</p>	<p>(流通設備の整備計画の策定)</p> <p>第55条 一般送配電事業者及び配電事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項(将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。)を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 電気設備に関する技術基準を定める省令(<u>平成9年通商産業省令第52号</u>)その他の法令又は政省令による制約</p> <p>九～十六 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(流通設備の整備の前提となる諸条件)</p> <p>第57条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 回線数</p> <p>ア 特別高圧の電線路</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 機器装置の単一故障時に供給支障や発電支障(電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制(第64条第2項第2号イに定める。))をいう。以下同じ。)の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 1回線とする。</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>六～九 (略)</p>	<p>(流通設備の整備の前提となる諸条件)</p> <p>第57条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 回線数</p> <p>ア 特別高圧の電線路</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 機器装置の単一故障時に供給支障(電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。以下同じ。)や発電支障(電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制(第64条第2項第2号イに定める<u>発電抑制をいう。</u>)をいう。以下同じ。)の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 1回線とする。</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>六～九 (略)</p>
<p>(送配電線の形態及びルートの方)</p> <p>第59条 送配電線の形態及びルートは、次の各号に掲げる考え方に基づき、決定する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 配電線の形態 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)により電線共同溝を整備すべき道路として指定された場合又は無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)に基づき定める無電柱化推進計画に沿って無電柱化を図る場合は、地中配電線その他無電柱の形態を採用することとし、その他の場合は、法令上又は技術的制約がある場合その他架空配電線の建設が困難なときを除き架空配電線とする。</p> <p>三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項(ただし、オ及びカに掲げる事項については、地中送配電線を設置する場合に限る。)を考慮の上、送配電線のルートを決する。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 都市計画等との整合性 都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)に基づく都市計画、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年4月1日法律第81号)に基づく共同溝整備計画、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)に基づく電線共同溝整備計画との整合性</p> <p>カ (略)</p>	<p>(送配電線の形態及びルートの方)</p> <p>第59条 送配電線の形態及びルートは、次の各号に掲げる考え方に基づき、決定する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 配電線の形態 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)により電線共同溝を整備すべき道路として指定された場合又は無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)に基づき定める無電柱化推進計画に沿って無電柱化を図る場合は、地中配電線その他無電柱の形態を採用することとし、その他の場合は、法令上又は技術的制約がある場合その他架空配電線の建設が困難なときを除き架空配電線とする。</p> <p>三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項(ただし、オ及びカに掲げる事項については、地中送配電線を設置する場合に限る。)を考慮の上、送配電線のルートを決する。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 都市計画等との整合性 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく都市計画、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号)に基づく共同溝整備計画、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)に基づく電線共同溝整備計画との整合性</p> <p>カ (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電力設備の単一故障発生による発電抑制)</p> <p>第64条の2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1故障の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制(以下「N-1電制」という。)を実施することで、運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると判断した流通設備において、N-1電制を実施することができる。</u></p> <p>2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1電制装置(N-1電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等をいう。以下同じ。)を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して、当該発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者又は当該発電設備等を新規に送電系統へ連系を行う電気供給事業者に対して、N-1電制装置の設置を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>前項の求めを受けた電気供給事業者は、正当な理由がない限り、一般送配電事業者又は配電事業者が指定する発電設備等にN-1電制装置の設置その他のN-1電制を実施するための必要な対応をしなければならない。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p>4 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の規定によりN-1電制装置を設置した電気供給事業者に係る発電契約者又はN-1電制装置を設置した特定契約者（一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気措置法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気措置法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。以下同じ。）に対して、N-1電制装置の設置等に関する費用を負担しなければならない。</u></p> <p>5 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1電制を実施した場合には、発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者又は特定契約者に対し、次の各号に掲げる額を負担しなければならない。</u></p> <p>一 <u>発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者が、N-1電制の実施により当該発電設備等以外から電気の供給を受けた場合には、その電気の供給を受けるために要した費用から、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該発電設備等の発電に要したであろう費用（FIT電源が発電抑制の対象となった場合は、当該FIT電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第13条の3の4（同令附則第13条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する回避可能費用単価を乗じた額）を差し引いた額</u></p> <p>二 <u>発電抑制の対象となった発電設備等がFIT電源である場合には、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIT電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第15条の3の規定により算定される調整交付金として得られたであろう収益に相当する額から、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIT電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額</u></p> <p>三 <u>発電抑制の対象となった発電設備等がFIP電源である場合には、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIP電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第2条の4の規定により算定される供給促進交付金として得られたであろう収益に相当する額（当該FIP電源が再生可能エネルギー電気措置法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している場合には、当該FIP電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第15条の3の規定により算定される調整交付金として得られたであろう収益に相当する額から、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIP電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額）</u></p> <p>四 <u>発電抑制の対象となった発電設備等が電力系統から切り離された場合には、当該発電設備等を再度起動するために必要となる燃料費等に相当する額</u></p> <p>6 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に規定する額を負担する場合には、電気供給事業者から提出を受けた前項各号に規定する費用及び収益に関する資料及び一般送配電事業者又は配電事業者と当該電気供給事業者の間でN-1電制の実績確認を行ったことを証する資料を本機関に提出し、業務規程第64条の4第3項の規定により本機関が行う回答を事前に得なければならない。</u></p> <p>7 <u>一般送配電事業者若しくは配電事業者又は関係する電気供給事業者は、本機関から業務規程第64条の4第2項の規定により追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。</u></p>
<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含み、以下この条及び次条において「発電設備等の変更」という。）を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系</p>	<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含み、以下この条及び次条において「発電設備等の変更」という。）を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>技術要件（託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであって、次のア又はイの規定に該当するときは除く。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 次条の規定により、一般送配電事業者等が接続検討を不要と判断したとき</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>技術要件（託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであって、次のア又はイの規定に該当するときは除く。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 次条第3項の規定により、一般送配電事業者等が接続検討を不要と判断したとき</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 （略）</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。</p> <p>一 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合 業務規程第72条第3項第1号に掲げる内容</p> <p>二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容</p> <p>三 （略）</p> <p>3 一般送配電事業者等は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。ただし、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者等は、その旨も併せて報告するものとする。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号の規定に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号の規定に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p>	<p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 （略）</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める内容を前項の接続検討の回答書に明示しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第72条第3項に掲げる内容</p> <p>三 （略）</p> <p>(削る)</p> <p>3 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が、前項第1号の規定に該当する場合には、業務規程第72条第3項の規定に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p>
<p>(計画策定プロセス開始の要否の確認)</p> <p>第91条 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第51条第1号の規定により、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。</p> <p>一 系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合</p> <p>二 第120条の4第1項第1号の規定により系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合</p> <p>三 電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれることが判明した場合</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項に掲げる場合においては、系統連系希望者に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、第33条第4項の規定による通知の受領前に行った回答は無効とする。</p>	<p>(広域連系系統の工事が含まれる契約申込み等の報告)</p> <p>第91条 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告しなければならない。</p> <p>一 系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合</p> <p>二 第120条の4第1項第1号の規定により系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれる電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合</p> <p>三 電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において、系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれることが判明した場合</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
<p>(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第106条 発電設備等の系統連系工事に要する工事費のうち、系統連系希望者が負担する工事費負担</p>	<p>(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第106条 発電設備等の系統連系工事に要する工事費のうち、系統連系希望者が負担する工事費負担</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>金の額は、次の各号の区分に応じ、決定する。</p> <p>一 次号及び第3号に掲げる場合以外 電源線に係る費用に関する省令(平成16年12月20日経済産業省令第119号)及び費用負担ガイドラインに基づいて算出された金額</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>金の額は、次の各号の区分に応じ、決定する。</p> <p>一 次号及び第3号に掲げる場合以外 電源線に係る費用に関する省令(平成16年経済産業省令第119号)及び費用負担ガイドラインに基づいて算出された金額</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み)</p> <p>第120条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセスの申込みを行うことはできない。</p> <p>一 <u>系統連系工事に広域連系システムの増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号の規定により広域系統整備に関する提起を行っている場合</u></p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み)</p> <p>第120条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセスの申込みを行うことはできない。</p> <p>(削る)</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>(本機関の系統アクセス業務等への協力)</p> <p>第136条 一般送配電事業者、配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者、配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第101条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。</p>	<p>(本機関の系統アクセス業務等への協力)</p> <p>第136条 一般送配電事業者及び配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第101条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。</p>
<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第59号)による改正前の<u>再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)</u>は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)</u>は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出)</p> <p>第141条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号(配電事業者にあつては、第2号を除く。)掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提</p>	<p>(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出)</p> <p>第141条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号(配電事業者にあつては、第2号を除く。)に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>出することができる。 一～三 (略)</p>	<p>出することができる。 一～三 (略)</p>
<p>(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約) 第149条 一般送配電事業者、配電事業者その他の電気供給事業者(ただし、送電事業者を除く。)は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</p>	<p>(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約) 第149条 一般送配電事業者及び配電事業者その他の電気供給事業者(ただし、送電事業者を除く。)は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</p>
<p>(電力需給等に関する情報の本機関への提出) 第268条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が業務規程第181条の年次報告書を作成するため、本機関に対し、毎年8月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。 一・二 (略) 三 停電に関する実績 電気関係報告規則(昭和40年6月15日通商産業省令第54号。「電気関係報告規則」という。)に基づき作成した事故発生箇所別供給支障事故件数及び需要家停電統計の情報 四 (略) 2 (略)</p>	<p>(電力需給等に関する情報の本機関への提出) 第268条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が業務規程第181条の年次報告書を作成するため、本機関に対し、毎年8月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。 一・二 (略) 三 停電に関する実績 電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号。「電気関係報告規則」という。)に基づき作成した事故発生箇所別供給支障事故件数及び需要家停電統計の情報 四 (略) 2 (略)</p>
<p>附則(平成28年4月1日) (平成28年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出) 第2条 平成28年度の供給計画の案及び供給計画の提出期限は、第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。 一 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月18日法律第72号)の施行に伴い送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)及び発電事業者となる者 ア・イ (略) 二 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月18日法律第72号)の施行に伴い一般送配電事業者となる者 ア・イ (略) (高圧需要者を対象としたスイッチング支援システム利用の経過措置) 第3条 小売電気事業者は、高圧需要者を対象としたスイッチング支援対象業務について、電気事業法の一部を改正する法律(平成26年6月18日法律第72号)が施行される日から起算して6か月の間、第264条の規定にかかわらず、一般送配電事業者の定める申込方法によりスイッチング支援対象業務を行うことができる。 2 (略)</p>	<p>附則(平成28年4月1日) (平成28年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出) 第2条 平成28年度の供給計画の案及び供給計画の提出期限は、第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。 一 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行に伴い送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)及び発電事業者となる者 ア・イ (略) 二 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行に伴い一般送配電事業者となる者 ア・イ (略) (高圧需要者を対象としたスイッチング支援システム利用の経過措置) 第3条 小売電気事業者は、高圧需要者を対象としたスイッチング支援対象業務について、電気事業法の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)が施行される日から起算して6か月の間、第264条の規定にかかわらず、一般送配電事業者の定める申込方法によりスイッチング支援対象業務を行うことができる。 2 (略)</p>
<p>附則(令和4年4月1日) (施行期日) 第1条 本指針は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>附則(令和4年4月1日) (施行期日) 本指針は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。ただし、第64条の2の規定（第4項から第7項までの規定に限る。）は、経済産業大臣の認可を受けた日又はN-1電制の費用精算に関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。